

新型コロナウイルス感染症に係る特例貸付（緊急小口資金）の申し込みについて

現在、愛知県は緊急事態宣言が発令され、これまで以上に外出の自粛が求められるようになり、可能な限り公共施設における来訪者を避ける措置のひとつとして、本貸付制度の申請の方法を、書類の郵送による書面申請を原則とすることになりました。ご理解いただきますようお願いいたします。

貸付希望の方は、別紙の記入例を参考にして関係書類を作成し、必要書類を添えて返送してください。

特例貸付（緊急小口資金）

■**対象者** 新型コロナウイルスの影響を受け、休業、離職等により収入の減少があり、緊急 かつ一時的な生計維持のための貸付（生活費）を必要とする世帯

■**貸付金額** (1) 20万円 個人事業主、世帯員が4人以上、又は世帯員に要介護者、コロナ感染者、休業した学校等に通う子がいる世帯
※特に、20万円を必要とする場合は、お問い合わせください。

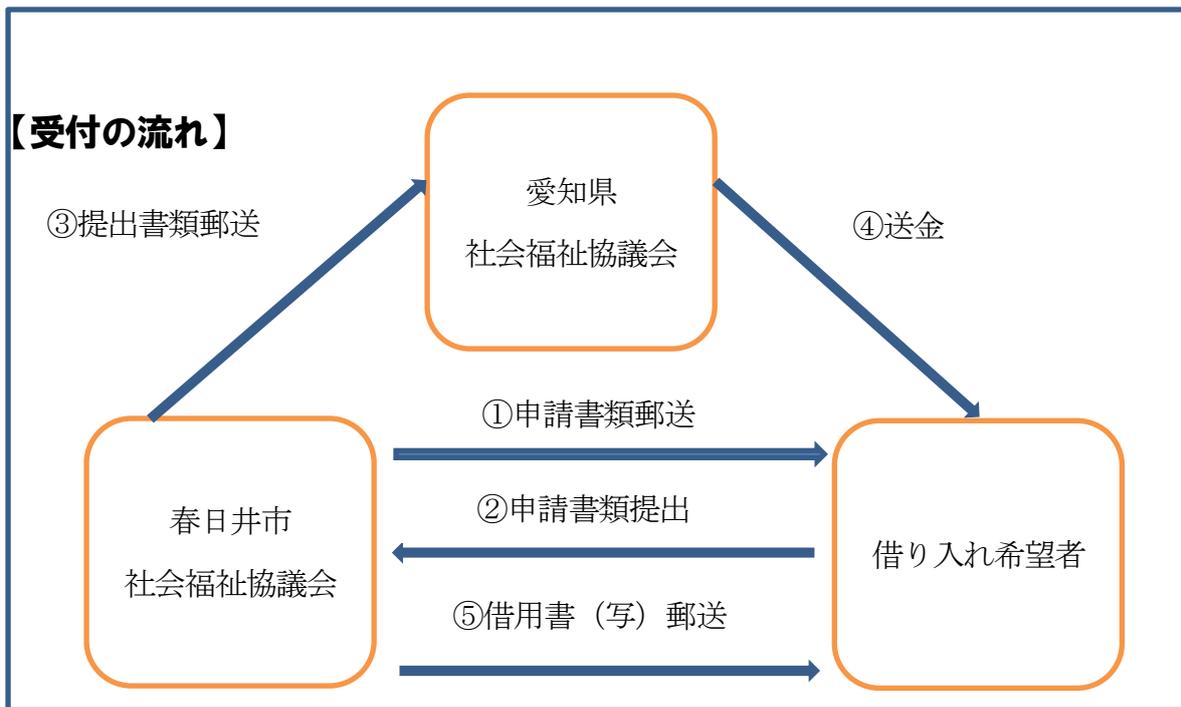
(2) 10万円 上記以外の場合

■**据置期間** 1年以内 ■**償還期限** 2年以内 ■**貸付利子・保証人** 無利子・不要

■**必要書類** ①住民票〈原本〉⇒世帯員全員・続柄表記のあるもの
②印鑑登録証明書〈原本〉⇒実印をお持ちの方
③身分証明書〈両面写し〉⇒運転免許証、保険証、住基カード等
④本人名義の通帳〈写し〉⇒表紙、裏面、最終ページ、直近3カ月の入出金欄（入出金のある方のみ）
⑤収入の減少が確認できるもの〈写し〉⇒1月以降の給与明細など
⑥生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）チェックリスト〈両面記入〉
⑦生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付借入申込書
⑧生活福祉資金緊急小口資金特例貸付に係る申告書兼誓約書
⑨借用書〈両面記入〉
⑩在留カード〈写し〉⇒永住権のある外国籍の方

※全ての捺印（訂正箇所含む）は、登録印（お持ちでない方は拇印）でお願いします。

■**申込先** 〒486-0857 春日井市浅山町1丁目2番61号
春日井市社会福祉協議会 福祉サービス課



【注意事項】

- 1 生活保護受給中の方及び、年金のみの方は対象外です。
- 2 住民票及び、免許証等の身分証明書の住所と現住所が同じであることが必要です。
- 3 自営業の方についても、貸付は生活費の不足分とさせていただきます。
- 4 貸付の可否は愛知県社会福祉協議会が審査します。不承認となった場合、その理由は開示できません。
- 5 申請書類に不明な点等がある場合は、確認の連絡をさせていただくことがあります。
- 6 永住権を持っていない外国籍の方は対象外です。
- 7 本人以外が申請される場合は、委任状が必要となりますので、お問い合わせください。
- 8 過去に本生活福祉資金を借り受けたことがある方は、別に必要な書類がありますので必ずお問い合わせください。
- 9 償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯につきましては、償還を免除することもあります。
- 10 債務整理を予定している方や、債務整理中の方は申請できません。

※申請についての問い合わせ先

窓口時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後4時まで

電話番号 86-9228 、 84-3611 、 85-4321